

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	奥出雲町

奥出雲町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：奥出雲町 農業振興課

所在地：島根県仁多郡奥出雲町横田 1037 番地（横田庁舎）

電話番号：0854-52-2679

FAX 番号：0854-52-2677

メールアドレス：noushin@town.okuizumo.shimane.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、アナグマ、ヌートリア、キツネ、ノウサギ、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、サギ類、ドバト・キジバト、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	島根県奥出雲町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜	6a 7千円
イノシシ	水稲、野菜	248a 2,575千円
タヌキ	果樹	10a 48千円
サギ類	水稲	19a 204千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル 主に鴨倉、三沢、河内、馬馳、佐白地内に生息しており、家庭菜園等で栽培されている野菜類への食害がみられ、年間を通して被害が発生している。
ニホンジカ 被害の実態は把握できていないが、狩猟関係者により目撃されており、生息域の拡大、農作物や植林木への被害が懸念される。
イノシシ 町の全域に生息しており、これまでは山林に隣接した農地を中心に水稲及び野菜類の食害及び田畑の掘り起こしが発生していたが、近年は市街地付近の農地へ出没し、農作物被害が発生している。
タヌキ 町の広範囲に生息しており、主に家庭菜園等で栽培されている野菜類への食害がみられ、年間を通して被害が発生している。
アナグマ 町の広範囲に生息しており、主に家庭菜園等で栽培されている野菜類への食害がみられ、年間を通して被害が発生している。

ヌートリア	近年、川・池等水辺に近い地域の水稲を中心に、田植え時期から分けつ期に被害が発生している。
キツネ	町の広範囲に生息しており、被害の実態は把握できていないが、農作物への被害が懸念される。
ノウサギ	被害の実態は把握できていないが、農作物や植林木への被害が懸念される。
アライグマ	被害の実態は把握できていないが、平成30年に小馬木地域で1頭の捕獲があり、隣接する雲南市、近隣の飯南町、松江市で生息が確認されていることから、今後、生息域の拡大や農作物被害の発生が懸念される。
ツキノワグマ	町の広範囲に生息しており、山林及び隣接した田畑に出没し、果樹（ブドウ・柿）や野菜（トウモロコシ）に被害が発生している。また、養蜂施設にも被害が発生している。
カラス	町の広範囲に生息しており、主に野菜の食害がみられ、山間部の農作物はもとより、市街地の家庭菜園への被害が多発しており、被害は増加傾向にある。 また、近年は牧場・牛舎付近に多数飛来し、畜産分野での被害が懸念されている。
サギ類	町内全域に生息しており、春先に水稲の苗の踏み倒しが発生している。
カワウ	主に河川付近で生息し、漁業に対する被害がみられる。また、繁殖地（コロニー）付近での糞害による樹木等の枯死も懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	2.8ha	2.0ha
被害金額	2,834千円	1,934千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 地区（旧村）単位で捕獲班を9班編成し、有害鳥獣捕獲に取り組んでいる。班長会を開催し、有害鳥獣に係る情報提供及び情報交換等を実施している。</p> <p>② 有害鳥獣による農作物被害防止のため、イノシシ等の対象鳥獣に対し捕獲報償金を交付している。</p> <p>③ 有害鳥獣を捕獲するために、捕獲班員が設置するくくりわな、箱わな、わな用発信機を購入した際に、購入金額の1/2を補助する（補助額上限有り）。</p>	<p>① 捕獲班員の高齢化等により組織力の低下が懸念されており、担い手の育成が必要である。</p> <p>また、班員の多くが他に仕事をしているため、即時の対応が困難である。</p> <p>ニホンザルによる農作物被害が増加しており、防護柵等の被害対策に併せて、捕獲を推進する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>① 農作物被害の低減の為、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、地元農家組織にワイヤーメッシュや電気柵を貸与している。</p>	<p>① 積雪地帯のため、ワイヤーメッシュの湾曲による防護柵の破損が生じるなど、維持管理に課題が残る。</p> <p>また、大部分が集落等での共同設置であるが、高齢化等により今後の防護柵の維持管理の継続についても課題である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>① 緩衝帯の設置、放任果樹の除去、被害防止技術等について、必要に応じ周知を実施している。</p>	<p>① 定期的、広範囲な周知が実施できていない。また、緩衝帯設置のための草刈りや放任果樹の除去については、高齢化によって十分な実施が困難になってきている。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○被害対策の推進

- ・国交付金等を活用し、広域的な防護柵の設置を支援して、農作物被害の低減を図る。また、交付金等を活用して侵入防護柵を設置した地域を被害ゼロ地域として指定し、集中的に被害対策を行い、被害金額の減少を図る。
- ・有害鳥獣対策の知識を深めるために、農業従事者に対して、有効な防除方法に関する講習会等を開催し、啓発活動を行う。

○被害対策の人材育成

- ・地域が主体となって被害対策を推進するために、被害対策に関する研修会等を開催し、知識や技術の向上を図って、鳥獣被害を防止するリーダーや鳥獣被害対策実施隊員の育成を行う。

○有害捕獲の推進

- ・防護柵の設置と並行し、個体数調整を含む有害捕獲を推進して、被害の低減を図る。
- ・農林地や民家に出没するヌートリアなどの中型動物については、被害者自ら捕獲できるように許可手続きを行う。
- ・適正捕獲に有効なICTの活用について検討する。

○捕獲の担い手確保

- ・広報誌やホームページ等を活用して、各自治会や集落に対し、狩猟免許の新規取得や狩猟免許所持者の捕獲班加入を周知する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

奥出雲町有害鳥獣捕獲等実施要領に基づき、総括班長と各地区班長を中心とした有害鳥獣捕獲班を編成し、対象鳥獣の捕獲を実施する。

また、有害鳥獣捕獲班員のうち、奥出雲町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例に基づき任命された鳥獣被害対策実施隊員は、住民から鳥獣被害の相談があった場合等にその調査、対策指導、対象鳥獣の捕獲等を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班の体制強化の取組として、猟友会が主催する狩猟免許事前講習会の案内や、その他講習会の参加呼びかけを行う。 ・国交付金を活用した捕獲機材の貸与事業や、奥出雲町有害鳥獣捕獲器導入事業による捕獲機材購入に対する補助事業を行って、捕獲体制の充実を図る。 ・イノシシ等防護柵の設置に併せて捕獲を図る。 ・農業従事者を主な対象として、効果的な防除対策の講習会を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①ニホンザル</p> <p>捕獲実績がないため、島根県が実施したサル生息状況調査の結果を基に設定。 (推定生息数：60頭)</p>
<p>②ニホンジカ</p> <p>過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：24頭、令和2年度：23頭、令和3年度：31頭)</p>
<p>③イノシシ</p> <p>過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：616頭、令和2年度：1,199頭、令和3年度：566頭)</p>
<p>④タヌキ</p> <p>過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：235頭、令和2年度：309頭、令和3年度：185頭)</p>
<p>⑤アナグマ</p> <p>過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：130頭、令和2年度：126頭、令和3年度：66頭)</p>

⑥ヌートリア 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：10頭、令和2年度：15頭、令和3年度：17頭)
⑦キツネ 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：1頭、令和2年度：0頭、令和3年度：1頭)
⑧ノウサギ 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：0頭、令和2年度：1頭、令和3年度：0頭)
⑨アライグマ 捕獲実績は無いが、農作物被害が発生した場合は捕獲を実施する。
⑩ツキノワグマ 県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、捕獲目標は設定しない。
⑪カラス 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：327羽、令和2年度：304羽、令和3年度：562羽)
⑪サギ類 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：299羽、令和2年度：227羽、令和3年度：133羽)
⑫ドバト・キジバト 捕獲実績は無いが、農作物被害が発生した場合は捕獲を実施する。
⑬カワウ 過去の捕獲実績を参考に設定。 (令和元年度：4羽、令和2年度：5羽、令和3年度：6羽)

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	100頭	100頭	100頭
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭

タヌキ	500頭	500頭	500頭
アナグマ	200頭	200頭	200頭
ヌートリア	100頭	100頭	100頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
ノウサギ	10羽	10羽	10羽
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	—	—	—
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
サギ類	500羽	500羽	500羽
ドバト・キジバト	10羽	10羽	10羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>年間を通じた数の調整捕獲及び有害鳥獣捕獲を実施する。特に被害の大きいイノシシについては、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、積極的な捕獲を実施する。</p> <p>また、ニホンザルについては、出没や被害が増加傾向にあるが捕獲が進んでいないことから、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した捕獲機材の導入等を検討し、捕獲を推進する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

以下「法」という。) 第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 12,000m	ワイヤーメッシュ柵 12,000m	ワイヤーメッシュ柵 12,000m
	電気柵 60,000m	電気柵 60,000m	電気柵 60,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	定期見回り、除草の実施 。	定期見回り、除草の実施 。	定期見回り、除草の実施 。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等を実施する。
令和6年度	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等を実施する。
令和7年度	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等を実施する。

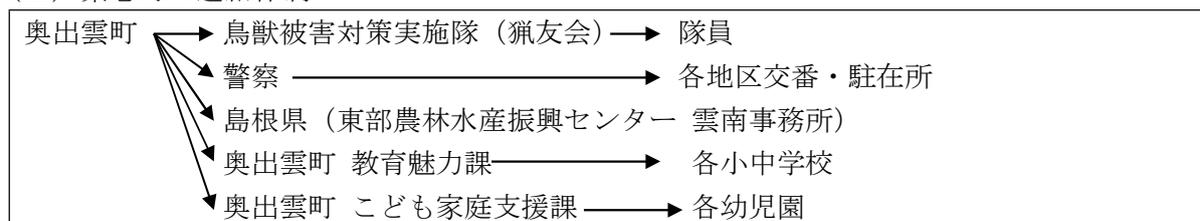
- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
奥出雲町	被害の恐れがある地域への広報周知、実施隊への連絡・依頼
奥出雲町鳥獣被害対策実施隊	町からの依頼により、被害の恐れのある鳥獣の捕獲
雲南警察署	住民の安全確保、警察官職務執行法に基づく対応等
島根県東部農林水産振興センター雲南事務所	有害捕獲許可（ツキノワグマ）、被害対応等に関する指導・助言、麻酔の使用
奥出雲町教育委員会	児童・生徒・学生の登下校時の注意喚起
奥出雲町こども家庭支援課	幼稚園への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲者によって環境に配慮し、適切に埋設処理等を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状：実施していない。 目標：特産品化等の利活用について検討する。
ペットフード	現状：実施していない。 目標：特産品化等の利活用について検討する。
皮革	現状：実施していない。 目標：特産品化等の利活用について検討する。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状：実施していない。 目標：特産品化等の利活用について検討する。
--------------------------------------	--------------------------------------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	奥出雲町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
奥出雲町農業委員会	農業全般の情報発信及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
奥出雲町自治会長会連合会	地域住民からの農業全般の情報発信及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
出雲広域農業共済組合雲南事務所	農業被害の情報提供及び被害防止対策の普及啓発を行う。
島根県鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
仁多郡猟友会	有害鳥獣の駆除及び鳥獣の専門知識、捕獲体制に関する助言を行う。
奥出雲町有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
奥出雲町農業振興課	事務局を担当し、協議会の運営に関する連絡調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県（東部農林水産振興センター雲南事務所） （中山間地域研究センター）	農林作物被害防止に係る指導及び有害鳥獣関連の情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

奥出雲町鳥獣被害対策実施隊は、仁多郡猟友会に所属し、対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組む意思がある者で組織する。隊員数は100名程度。
被害の恐れがある鳥獣が出没した際には、町から依頼を受け、捕獲等の対応を行う。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

奥出雲町有害鳥獣被害対策協議会が中心となり、地域住民に対する啓発活動に取り組む。また、自治会等と連携し被害対策体制を構築する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などと連携し、集落単位での効果的な被害防止対策を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。